

研究員の眼

Google 等を情報プラットフォーム法で指定 SNS 上の権利侵害投稿に関する削除要請への対応

取締役 保険研究部 研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

2025 年 4 月 30 日、総務省は情報流通プラットフォーム対処法¹（以下、「法」）20 条 1 項に基づき、大規模特定電気通信役務提供者（以下、「提供者」）を指定した（図表）。これは法が 2025 年 4 月 1 日に施行されたことを受けたものである。法については以前の基礎研レターで紹介した²。

【図表】提供者の指定を受けた事業者とサービス

大規模特定電気通信役務提供者	(参考)サービス名
Google LLC	YouTube
LINEヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、 LINEオープンチャット、LINE VOOM
Meta Platforms, Inc.	Facebook、Instagram、Threads
TikTok Pte. Ltd.	TikTok、TikTok Lite
X Corp.	X

出典：総務省 HP

法により何が変わったかを要約すると以下の通りである。

自身に対する誹謗中傷やプライバシー侵害に該当する SNS 投稿がなされた場合においては、法的手段をとる前にまず、SNS 事業者に対して当該投稿の削除を求めるのが通例である。ところが、法改正前には、SNS 事業者は申出に対し、画一的・形式的な対応をするにとどまることも多く、投稿削除が困難であるという問題があった。

このように画一的・形式的な対応にとどまってしまうのは、日々大量の投稿がなされる SNS 事業者

¹ 正式名称は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」。2024 年通常国会で改正された。

² 基礎研レター「情報通信プラットフォーム対処法―ネット上の誹謗中傷への対応」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=79202?site=nli> 参照。

の人的資源等の不足があることに加え、SNS といえども表現の自由にかかわる部分もあり、確証がないままに投稿削除をすることに躊躇を感じる部分があったとも考えられる。

法改正により大きく変わったのは、SNS 事業者のうち、上記で指定された事業者（＝提供者）にあつては、その保有するプラットフォーム上で権利侵害を受けたとの被侵害者から申し出に対しては、義務として調査を行い(法 23 条)、自社の公表した送信防止措置基準（＝削除基準）に基づいて、送信防止措置（＝削除措置）を講じるもの(法 26 条)とされたことである。

すなわち、自社が公表した送信防止措置基準に該当すると判断される場合には、提供者は送信防止措置を行えることが法によって明確化されたことにより、時間を要することなく提供者における対応が可能となった。この点、法 25 条 1 項、規則 16 条において、申出者に対して申出日から 7 日以内に、①送信防止措置をとった場合はその旨、②送信防止措置をとらなかった場合にはその旨および理由を通知しなければならないとされている。

法については上記基礎研レターを参照いただくとして、以下では、規則³で定められた主な事項について触れておきたい。

①指定される提供者の要件：提供者の指定要件として、1 年間の算定期間のなかで、1 月間の平均利用者数 1000 万人以上かつ 1 月間の平均発信者数 200 万人以上であることとされている（規則 8 条）。なお、行政に対する報告義務を負うのは、1 月間の平均利用者数 900 万人以上かつ 1 月間の平均発信者数 180 万人以上とされている（規則 9 条）

②被侵害者からの申出方法：侵害を受けた者からの申出方法はインターネットにより(法 22 条 2 項)、日本語で申出できるものとされ(規則 13 条 1 項)、申出方法の公表もインターネットによらなければならない(同条 2 項)。

③侵害情報調査専門員：侵害の有無について調査する専門員は SNS サービスごとに 1 名選任する(規則 14 条)こととされている。なお、総務省が策定したガイドライン⁴では、専門調査員は弁護士等の法律専門家、日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者を選任すべきものとしている（ガイドラインⅡ-2）。

④送信防止措置の実施状況の公表：年度単位で年度経過後 2 カ月以内にインターネット経由で公表することとされた（規則 18 条）。

法施行により、送信防止措置が迅速になされることが期待される。他方で、たとえば各提供者が定める送信防止措置基準が十分に具体的でないときは、法が実効性を欠くことも想定される。このあたり、どのような人物が侵害情報調査専門員に選任されるかによる部分も多いと考えられる。送信防止措置の実施状況も公表されるため、今後、送信停止措置の実施状況や対応の透明性が確保されるかが重要な論点となる。引き続き注視が必要である。

³ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則 <https://laws.e-gov.go.jp/law/504M60000008039> 参照。

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_content/001001530.pdf 参照。